

## 第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が本件審査請求の対象となった行政文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 開示の請求

審査請求人は、平成30年12月26日付けで、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に広島弁護士会から広島県知事に提出された行政書士法に基づく措置請求書及びこの請求に関する提出資料一切」の開示の請求(以下「本件請求」という。)をした。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、平成〇〇年〇〇月〇〇日に広島弁護士会から実施機関に提出された広島県行政書士会会員に係る措置要求書(以下「本件措置請求書」という。)及びこの請求に関する提出資料一式(以下これらを「本件対象文書」という。)を特定し、開示しない部分及びその理由を別表1のとおりとする行政文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成31年1月18日付け総務第1513号で審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成31年2月12日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、別表2に掲げる部分(以下「本件不開示部分」という。)について処分を取り消し、開示決定せよとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書等で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件措置請求書の不開示部分のうち、ホームページ・フェイスブックに関する記載について

ア 当該不開示部分に記載されたホームページ・フェイスブックは、その性格上、多数者に対して既に公開されているため、その記載内容・情報に秘密性はなく、条例第10条第3号の対象とならない。また、対象となると仮定しても、その内容に「法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害する情報」を見出すことはで

きず、当該ホームページ・フェイスブックに係る研修会は既に実施終了しているから、同号に規定する「害するおそれがある」にも該当しない。

イ 開示された情報を本件と無関係の第三者が見るとか、それによって措置請求の対象者や措置請求に無関係である行政書士の社会的信用が低下するという可能性は存在しないか、可能性があるととしても法的保護に値する蓋然性が具体的かつ客観的に存在するとはいえない。本件と無関係の第三者が見ると仮定しても、ホームページの主催者・投稿者・対象者等関係者の氏名・所属・活動地域、記事のタイトル等を秘匿して開示すれば実施機関が弁明するようなおそれはないから、実施機関はこれら氏名等の情報のみを秘匿して開示すべき義務があった。

ウ 条例第 10 条第 3 号は、開示情報の対象者である法人等の権利利益等を保護しようとする趣旨と解されるので、対象者法人等が私権を放棄する態様で開示を求めた場合には、守るべき法人等の権利等が存在しないのであり、他にも特にこれを制限すべき理由はないから、当然開示が認められなければならない。

エ 「無関係の行政書士」が措置請求を受けた誤解を与える可能性については、措置請求の対象者が誰であるかは、開示されたホームページの内容を検討することにより、ある程度判明するものであり、不開示理由に該当しない。不開示理由に該当するとしても、条例第 11 条により、当該無関係の者も氏名等を黒塗りするなどして、それ以外の部分を開示すればよい。

オ 仮に、条例第 10 条第 3 号本文に該当するとしても、同号ただし書に該当する。本件懲戒請求は、審査請求人の名誉に大きく関わる問題であり、業務停止等の処分がなされれば行政書士を営めなくなるから経済的にも大きな影響を受けるのであり、当該情報を公にすることにより保護される審査請求人の生活・財産等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等の利益との比較考量をすれば、前者が後者を上回ることは明らかである。

カ よって、当該不開示部分は、条例第 10 条第 3 号への該当性はなく、仮に該当性が認められるとしても同号ただし書に該当するから、本件処分は裁量権の濫用又は逸脱の違法又は不当があり、取消しを免れない。

(2) 本件措置請求書の不開示部分のうち、実施機関に求める措置の内容の一部に関する記載について

ア 条例第 10 条第 5 号で定めている「おそれ」は単に行政機関においてそのおそれがあると判断するだけでは足りず、客観的かつ具体的な危険性・可能性があることが要件とされている。審査請求人は、行政書士として生計を立てており、審査請求人が実施機関に圧力をかけたり、干渉等をすれば、実施機関は行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号。以下「法」という。）に基づき懲戒処分ができるため、審査請求人が関係行政機関に対して不当な干渉や圧力等を行うという客観的かつ具体的な危険性・可能性を持つ事実は存在しない。

イ 公開することで審査請求人が得られる精神の安寧、自己情報コントロール権、知る権利などの利益と、いまだ抽象的でしかない公開による支障とを比較考量すれば、明らかに前者に対して後者は上回っていないため、条例第 10 条第 5 号にいう「不当」にも該当しない。

ウ 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」についても、審査請求人が広島弁護士会に対して抗議や法的措置を含めて何らの接触を持つ意思はなく、そのような不合理な行動をする客観的理由は存在しない。

エ よって、当該不開示部分は条例第 10 条第 5 号への該当性はなく、本件処分は裁量権の濫用又は逸脱による違法又は不当の瑕疵があり、取消しを免れない。

(3) 「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面及び陳述書について

ア 「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面及び陳述書には、審査請求人自身が行った事実が記載されているはずであり、その内容はおおむね推測することが可能である。審査請求人は、その内容に重大な事実誤認があったり、虚偽や審査請求人の名誉を損ねるものがあつたとしても、一切を甘受する覚悟であり、広島弁護士会など関係者に抗議をしたり、法的措置をとったり、直接接触する意思はなく、法の処分を控えている審査請求人がそのような危険性のある行動をする合理的理由は考えられず、条例第 10 条第 5 号の「おそれ」にも「不当」にも該当する事実はなく、結果、「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当する事実は存在しない。

また、実施機関は、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を示しているが、審査請求人が内容を知ったからといって、それで県の機関に不当な干渉をしたり、圧力をかける理由を想定できない。よって、同号の構成要件要素である「おそれ」について、審査請求人が広島弁護士会や県の機関に対して不当な接触や圧力を行うという客観的かつ具体的な危険性・可能性を持つ事実は存在しない。また、公開することで審査請求人が得られる精神の安寧、自己情報コントロール権、知る権利などの利益と、いまだ抽象的でしかない公開による支障とを比較考量すれば、明らかに前者に対して後者は上回っておらず、同号にいう「不当」にも該当しない。

イ 「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面は、広島弁護士会に対する申出内容が記載された文書であり、意思決定がなされる前提としての意見交換や議論等の内容が記載されたものではない。本件情報をもとにこれから意見交換がなされるとしても、現段階においてはゆがめられる意見自体が存在せず、仮に本件書面が開示されたとしても、将来において意見がゆがめられるという客観的な蓋然性はない。

ウ 措置請求は対象者自身に関するもので、自己において相当程度に記載内容を想定し得る。実施機関の「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」にも該当するという弁明は、自明であつて、開示決定とは無関係な結果であるから、理由がない。また、具体的にどのような行為がなされるのか、客観的な蓋然性があるかなどについて何ら説明がなされておらず、いまだ抽象的な理由に過ぎず、弁明には理由がない。

そもそも、不利益処分を受けるであろう対象者は、情報公開制度を利用して情報を収集することは、自己の正当な防御権を行使するための最低限の行為といえるのであり、不当な利益とは真逆の正当利益の追求である。むしろ、対象者の正当な防御権を否定するともいえる実施機関の弁明こそ問題であり、このような弁明に理由

がないことは明らかである。

エ 以上により、本件不開示部分のうち、「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面及び陳述書は条例第 10 条第 5 号への該当性はなく、本件処分は裁量権の濫用又は逸脱による違法又は不当の瑕疵があり、取消しを免れない。

(4) ホームページ・フェイスブックの写しについて

ア ホームページの記事に関する情報について

(ア) 条例第 10 条第 3 号については、上記 (1) の理由の全てと結論を援用する。

また、措置請求を求められた対象者が誰かは、開示されたホームページの内容を検討することにより、ある程度判明するものであり、不開示理由に該当しない。該当するとしても、条例第 11 条により、措置請求と無関係の者も氏名等を黒塗りし、それ以外の部分を開示すればよい。

(イ) 条例第 10 条第 5 号については、上記 (2) のうち審査請求人の主観的意図とその効果に係る部分及び上記 (3) で記載した、審査請求人の主観的意思（利益を含む）、客観的な理由のほか、県の機関等による意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがなく、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれが存在しないことの理由（条文解釈を含む）と結論をそれぞれ援用する。また、ホームページの記事は内容が確定しており、今更事案がゆがめられ、「公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民に混乱を生じさせるおそれ」など皆無である。

(ウ) 条例第 10 条第 2 号について

a 当該ホームページが大阪府行政書士会が掲載した記事であったとすれば、ホームページの管理者及び作成者には個人性がない。また、当該ホームページの記事の一部には審査請求人に関する記載があったとの記憶であるが、形式的には個人に関する情報であるものの、審査請求人本人に関する情報であるので不開示の理由とならない。

b 当該ホームページの記事は、審査請求人が行った行政書士業務に関する講演についてのもので推測され、これは条例第 10 条第 2 号で不開示事由から除外されている「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するので、同号には該当しない。また、仮に、同号が適用されるときも、ホームページは既に公開されており、同号イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を不開示にすることは許されない。

c ホームページの写しは、そのようなホームページが存在することを証する証ひょうとして提出されたに過ぎず、事実に関する情報であり内容も完結しているため、実施機関の弁明には理由がない。

イ フェイスブックの記事に関する情報について

(ア) 条例第 10 条第 3 号については、上記 (1) の理由の全てと結論を援用する。

(イ) 条例第 10 条第 5 号については、上記 (2) のうち審査請求人の主観的意図とその効果に係る部分及び上記 (3) で記載した、審査請求人の主観的意思（利益を含む）、客観的な理由のほか、県の機関等による意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがなく、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれが存在

しないことの理由（条文解釈を含む）と結論をそれぞれ援用する。

(ウ) 条例第 10 条第 2 号については、当該フェイスブックに係る記事情報が審査請求人本人に関する情報である点については上記ア（ウ）を準用して援用し、フェイスブックの記事投稿者が広島行政書士研鑽会であると推測される点については上記ア（ウ）b の一部を準用して援用する。

ウ 以上により、本件不開示部分のうち、ホームページ・フェイスブックの写しを不開示とした本件処分は裁量権の濫用又は逸脱による違法又は不当の瑕疵があり、取消しを免れない。

#### (5) 本人からの開示請求について

ア 条例第 10 条第 3 号は開示請求の対象者である法人等の権利利益等を保護しようとする趣旨と解されるので、対象者法人等が私権を放棄する態様で開示を求めた場合には、守るべき法人等の権利等が存在しないのであり、かつ、他にもこれを制限すべき理由はないから、当然開示が認められなければならない。ゆえに請求者の個別的な事情も要考慮要素となる。

イ 情報公開請求における不開示の範囲は極力限定すべきであり、個人情報についても情報開示の対象となり得ると解釈されるべきである。

ウ 本件請求は対象者本人による開示請求であり、審査請求人は、本件審査請求手続において対象者であることや個別的な事情等を明らかにし、実施機関もそれを知りに至っているのであるから、それらの事情を考慮せずに本件処分を維持することは不当である。

## 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 広島県では、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進することを目的とした条例の趣旨に従い、行政文書の開示等を実施している。

条例第10条に規定されているとおり、開示請求に係る行政文書は開示することが原則であり、実施機関は、開示請求の対象となる行政文書を開示することが義務付けられている。

しかし、行政文書に、開示することにより、個人のプライバシーや法人等の事業活動の自由その他正当な利益が害される等のおそれがある情報が記録されている場合には、それらの情報は、例外的に不開示とすべきものとして条例第10条各号に定められている。

2 本件対象文書は、法第14条の3の規定に基づき、都道府県知事に対し、行政書士の懲戒処分を求めた文書であり、これらには、当該請求に係る行政書士の氏名や事件の具体的な詳細などが記載されており、これらの一部は、条例第10条第2号、第3号及び第5号の不開示情報に該当する。

以下、審査請求人が審査請求書において、開示を求めて主張する部分については、次のとおりである。

(1) 本件措置請求書の不開示部分のうち、ホームページ・フェイスブックに関する記

載における条例第10条第3号の該当性について

行政書士が法若しくはこれに基づく命令，規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又はこれにふさわしくない重大な非行があったときは，都道府県知事は当該行政書士に対し，戒告，二年以内の業務の停止，又は業務の禁止の処分を行うことができ（法第14条），何人も，これらに該当する事実があると思料するときは，都道府県知事に対し，当該事実を通知し，適当な措置をとることを求めることができる（法第14条の3）。

この規定に基づき提出された措置請求書には，通常，措置を求める行政書士の氏名や事務所の住所，措置を求める理由やそれに係る具体的な事件の詳細などが記載されていることが想定される。

ホームページ・フェイスブックの記事は，通常インターネット上で公開されているため，対象文書中にホームページ・フェイスブックに記載された情報が含まれる場合，当該記事や記載の一部に行政書士の社会的評価に支障を生じるような情報が記載されていたとしても，ページが削除されている等の場合を除いては，既に公にされている情報が行政書士の権利利益を不当に害するものとは認められず，開示されるものと考えられる。しかしながら，行政書士の懲戒処分を求める本件措置請求書において，ホームページ・フェイスブックの記事に係る記載がある場合については，当該措置請求対象の行政書士に関する記事であることが推測され，仮に記載を開示した場合，記事のタイトルや内容などから，インターネット上で検索するなどすれば，どの行政書士が措置請求対象であったかが特定されるおそれがある。また，措置請求と全く無関係の行政書士に関する記事が本件措置請求書に記載されている場合，当該行政書士が措置請求を受けたとの誤解を与えてしまう可能性もある。

そして，措置請求を受けたことが公になれば，実施機関として措置請求に係る内容につき，何らの事実認定を行っていないにもかかわらず，ホームページ・フェイスブックの記事に係る行政書士が社会的信用を失い，業務に多大な影響を受けることは明らかである。

以上のことから，本件措置請求書の不開示部分のうち，ホームページ・フェイスブックに関する記載については，条例第10条第3号本文に規定する事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当し，人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえないため，同号ただし書には該当しない。

(2) 本件措置請求書の不開示部分のうち，実施機関に求める措置の内容の一部に関する記載における条例第10条第5号の該当性について

本件措置請求書の記載内容については，上記（1）のとおり，本件処分時点で実施機関において事実認定を行っておらず，広島弁護士会が求める措置の内容については，今後調査の上，その措置の要否等について判断することとなる。

広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定。以下「運用基準」という。）によれば，条例第10条第5号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれ」のある情報の一つ

に、「未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であって、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」が挙げられている。本件措置請求書に記載された、広島弁護士会が求める措置は、広島弁護士会が今回の事案につき独自に判断した上で、実施機関に対して求める措置を述べているに過ぎず、実施機関が今回の事案につき、どのような判断を行うかは未定である。

このような段階で、広島弁護士会が求める措置の一部につき、公にされれば、当該措置請求対象の行政書士が行った行為の事実関係、その違法性の有無等において、県民に不正確な情報や誤解を与えるおそれがある。

よって、本件措置請求書の不開示部分のうち、実施機関に求める措置の内容の一部に関する記載は、条例第10条第5号に規定する不開示情報に該当する。

- (3) 「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面のお願いに関する具体的な記載内容及び陳述書の陳述内容における条例第10条第5号の該当性について

上記(2)のとおり、事件の具体的な内容について未だ、広島県では事件に係る調査を完了しておらず、事実認定等も行っていない。

「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面や、陳述書における陳述内容については、非弁行為調査の依頼者や、陳述者が一方的に私見を述べている可能性もあり、上記(2)の運用基準の記載のとおり「未成熟な情報や事実関係の確認の不十分な情報」であり、「公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある情報である。

また、「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面や陳述書の内容は、事件の内容や経緯等について詳細に記載されており、公にされることにより、措置請求対象者は、どのような行為が問題とされているのか、どのような内容について調査が行われるのか等を推測し、事前にそれらに対し、自らに有利な回答を準備することなどが可能となり、措置請求に係る調査の対象者にとって利益となり得る情報であることから、条例第10条第5号の「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」にも該当する。

したがって、「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面の事件に関する具体的な記載内容及び陳述書の陳述内容については、条例第10条第5号に規定する不開示情報に該当する。

- (4) ホームページ・フェイスブックの写しにおける条例第10条第2号、第3号及び第5号の該当性について

上記(1)のとおり、一般に、ホームページ・フェイスブックは、インターネット上で公にされており、当該記事に記載された個人情報については、条例第10条第2号ただし書きの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示することが妥当であると思われる。

しかし、本件におけるホームページ・フェイスブックの記事は、本件措置請求書の添付文書として提出されたものであり、そこに記載されている個人情報は、措置請求対象の行政書士のものであることが推測され、仮に、当該措置請求対象の行政書士のものでないとしても、自らの個人情報が記載されたホームページ・フェイス

ブックの記事が、措置請求書の添付資料とされることは、当該措置請求に何らかの関わりがあることが強く推測されることとなり、それは、当該個人の社会的信用を損なうものであり、公にされれば、個人の権利利益を害するおそれがある。また、ホームページ・フェイスブックが公開されていたとしても、措置請求の添付資料として公表されているものではないから、条例第10条第2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、当該個人は公務員等ではないから、同号ただし書ハにも該当しないことから、条例第10条第2号に規定する不開示情報であるといえる。

また、行政書士は、事業を営む個人でもあり、当該記事が公にされることにより、措置請求を受けた行政書士であることが推測されるおそれがあり、このことにより、当該措置請求対象の行政書士の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるといえる。

仮に、ホームページ・フェイスブックの記事が今回の事件とは無関係の行政書士に関するものであった場合、上記（1）のとおり、記事に書かれた行政書士が、何らかの違法行為を働いたなどと、県民に誤解を与えるおそれがあり、事業を営む個人である当該行政書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものといえる。

よって、ホームページ・フェイスブックの写しは、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当する。

また、本件措置請求書において、ホームページ・フェイスブックの記事の一部に対し、広島弁護士会が見解を述べているが、この部分については、上記（2）のとおり、条例第10条第5号に規定する不開示情報に該当するものとして不開示としたものであるが、この広島弁護士会が見解を示すこととなったホームページ・フェイスブックの記事の一部についてもたとえインターネット上で公にされているホームページ・フェイスブックの記事であっても、実施機関において事実確認を行っていないものであり、また、当該ホームページ・フェイスブックの記事は、行政書士の措置請求に係る資料であるという性格からしても、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがある。

よって、広島弁護士会が見解を述べる対象となったホームページ・フェイスブックの記事の一部については、条例第10条第5号に規定する不開示情報に該当する。

3 なお、審査請求人は、措置請求対象の行政書士からの開示請求であることを理由に種々主張するが、条例第5条には「何人も、実施機関に対して、行政文書の開示を請求することができる。」と規定されており、また、運用基準においても、開示請求者が誰であるかという個別的事情や、開示請求者が開示請求の対象となる行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情により、当該行政文書の開示、不開示の判断が変わるものではないと記載されていることから、開示請求者が誰であるかは、開示・不開示の判断には影響しないものと解される。

審査請求人は、大阪高裁平成8年9月27日判決を引用し、個人に関する情報であっても、審査請求人本人からの請求については開示を認めるべきであり、このことは、自己情報開示制度についての条例が存在しても結論を左右しない旨主張するが、最高

裁平成13年12月18日判決では、「個人情報保護制度が採用されていない状況の下において」と前置きした上で、「情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、当該個人の上記権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきときは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできないと解する」と判示している。

なお、現行の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく本人からの請求については、「「情報公開法の確立に関する意見」（平成8年12月16日行政改革委員会）の「情報公開法要綱案の考え方」の中で、基本的には個人情報の保護に関する制度の中で解決すべき問題であるとともに、本人に開示すべき個人情報の範囲の在り方も、その中で別途検討すべきものであるとされ、（中略）本人や遺族に対する自己又は関係故人の情報の開示については、現行の情報公開法の下において認めるのは相当でなく（平成14年2月15日情報公開・個人情報保護審査会（以下「国審査会」という。）答申）、「最高裁判決（前述の最高裁平成13年12月18日判決を指す。）の考え方は、その立法経緯や法律の文言等から本人開示を認めない趣旨であることが明らかな情報公開法の解釈にまで及ぶものではな」い（平成14年6月27日国審査会答申）とされている。

広島県においても、個人情報保護制度に関しては、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）に規定されていることから、本人に対する自己情報の開示について、情報公開制度により認めることは相当でない。

以上のことから、個人に関する情報であっても開示請求者本人からの請求については、開示を認めるべきという審査請求人の主張は失当である。

4 以上のとおり、本件不開示部分については、条例第10条第2号、第3号及び第5号に規定する不開示情報に当たるものであり、本件処分は違法又は不当な処分ではない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に広島弁護士会から広島県知事に提出された行政書士法に基づく措置請求書及びこの請求に関する提出資料一切」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定し、開示しない部分及びその理由を別表1のとおりとする行政文書部分開示決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、別表2のとおり、（1）本件措置請求書の不開示部分のうち、①ホームページ・フェイスブックに関する記載（以下「本件不開示部分1」という。）については条例第10条第3号、及び②実施機関に求める措置の内容の一部に関する記載（以下「本件不開示部分2」という。）については条例第10条第5号、（2）「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面の事件に関する具体的な記載内容及び陳述書の陳述内容（依頼者の住所、氏名及び印影、保険会社の職員の氏名、行政書士の氏名並びに行政書士の着手金額及び事件対応に関する記載を除く。）

(以下「本件不開示部分3」という。)については条例第10条第5号,(3)ホームページ・フェイスブックの写しのホームページ・フェイスブックの記事・記載(行政書士の氏名を除く。)(以下「本件不開示部分4」という。)については条例第10条第2号,第3号及び第5号の不開示情報に該当しないとして本件処分を取り消し,開示すべきであると主張していることから,審査請求の対象となっているこれらの不開示部分について不開示情報該当性を検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 条例第10条第3号の不開示情報該当性について

ア 条例第10条第3号本文は,「法人その他の団体(中略)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって,公にすることにより,当該法人等又は当該個人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ,同号ただし書において,「人の生命,身体,健康,生活又は財産を保護するため,公にすることが必要である認められる情報」については,同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

イ 本号は,法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から,開示することにより,事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は,不開示とすることを定めたものであり,「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは,例えば,「開示することにより,法人等又は事業を営む個人の名誉,社会的信用,社会的評価,社会的活動の自由等に支障があるおそれがあるもの」のような情報をいう。

ウ また,「正当な利益を害する」かどうかは,法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格,規模,事業内容等に留意して,その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で,客観的に判断するものである。

なお,「法令等の規定により,何人でも閲覧,縦覧等ができる情報(中略)」や「法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した情報」のような情報は,「競争上の地位その他正当な利益を害する」おそれがあるとはいえず,公にすることができるものである。

エ 本号ただし書は,法人等又は事業を営む個人の事業活動により,人の生命,身体,健康,生活又は財産への危害等が現に生じているか,又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合には,このような危害等から人の生命,身体,健康,生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書は,開示しなければならないとする趣旨である。

オ 当審査会において,本件不開示部分1を見分したところ,措置請求の提出資料である,「研修会・セミナーに関するホームページの写し」の記事に係る当該措置請求対象の行政書士に関する記載があることが確認できる。

ホームページやフェイスブックの記事は,通常,インターネット上で公開されているため,当該ホームページ・フェイスブックの記事や記載の一部に特定の行政書士の社会的評価に支障を生じるような情報が記載されていたとしても,既に公にされている情報が当該行政書士の権利利益を不当に害するものとはいえず,開示すべ

きものと認められる。

しかし、実施機関が説明するように、行政書士の懲戒処分を求める措置請求書においてホームページ・フェイスブックの記事に係る記載がある場合は、措置請求対象の行政書士に関する記事であることが推測され、仮に、当該記載を開示した場合は、記事のタイトルや内容などその一部の記載内容から、インターネット上で検索するなどすれば、どの行政書士が措置請求の対象であったかが特定されるおそれは否定できない。

そして、措置請求を受けたことが公になれば、実施機関として措置請求に係る内容について、何らの事実認定を行っていないにもかかわらず、ホームページ・フェイスブックの記事に関係のある行政書士が、その業務に関し、非違行為等の何らかの不適切な行為に関わったのではないかとの憶測を呼び、当該行政書士の信用に悪影響を及ぼし、事業活動に支障を来すなど、業務上多大な不利益となる蓋然性が高い。

よって、本件不開示部分1に記載された情報は、条例第10条第3号本文に規定する事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、本件不開示部分1に記載された情報を公にすることにより保護される審査請求人の生活・財産等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等の利益との比較考量をすれば、前者が後者を上回ることは明らかであるとして、条例第10条第3号ただし書に該当するため不開示情報に該当しないなどと主張するが、本件不開示部分1には同号ただし書に規定するような情報が記録されているとは認められないため、同号ただし書に該当するとはいえない。

さらに、審査請求人は、条例第10条第3号は開示情報の対象者である法人等の権利利益を保護しようとする趣旨と解されるので、対象者法人等が私権を放棄する態様で開示を求めた場合には、守るべき法人等の権利等が存在しないことなどから、当然開示が認められなければならないなどと主張する。

しかしながら、条例第5条は、「何人も、実施機関に対して、行政文書の開示を請求することができる」旨規定しており、開示請求権の一般的性格として、何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求権制度の下では、開示請求者が誰であるかという個別的事情や開示請求者が開示請求の対象となる行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情のような事由によって、当該行政文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。

以上のことから、本件不開示部分1については、条例第10条第3号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

カ 次に、当審査会において、本件不開示部分4を見分したところ、措置請求対象の行政書士等の氏名等に関する記載があることが確認された。

行政書士は、条例第10条第3号に規定する事業を営む個人でもあり、行政書士の懲戒処分を求める本件措置請求書においてホームページ・フェイスブックの記事に記載がある場合は、措置請求を受けたことが公になれば、実施機関として措置請求に係る内容につき、何らの事実認定を行っていないにもかかわらず、ホームペー

ジ・フェイスブックの記事に関係のある行政書士が、その業務に関し、非違行為等の何らかの不適切な行為に関わったのではないかとの憶測を呼び、当該行政書士の信用に悪影響を及ぼし、事業活動に支障を来すなど、業務上多大な不利益となる蓋然性が高い。

よって、本件不開示部分4に記載された情報は、条例第10条第3号本文に規定する事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、また、本件不開示部分4には同号ただし書に規定するような情報が記録されているとは認められないため、同号ただし書に該当するとはいえない。

以上のことから、本件不開示部分4については、条例第10条第3号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(2) 条例第10条第5号の不開示情報該当性について

ア 条例第10条第5号では、「県の機関（中略）の内部又は相互間における審議・検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」のある情報とは、次のようなものである。

(ア) 公にすることにより、外部からの圧力、干渉等によって率直な意見の交換が不当に妨げられたり、中立的な意思決定ができなくなるもの

(イ) 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であって、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

(ウ) 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

ウ 「不当に」とは、審議、検討、協議、調査研究等に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報については、公にすることによる利益と公にすることによって生じる支障とを比較衡量した上で、公にすることの公益性を考慮しても、なお、その支障が重大で放置することができない程度のものである場合をいうものである。

エ 当審査会において、本件不開示部分2を見分したところ、本件措置請求書において措置を求める内容が記載されているが、実施機関が説明するように、当該内容は、本件処分時点においては実施機関において事実認定が行われておらず、広島弁護士会が独自に調査及び判断した上で、実施機関に対して求めている措置を述べているものと考えられる。このため、実施機関において事実認定が行われていない段階で、当該不開示部分が公にされれば、措置請求対象の行政書士が行った行為の事実関係、その違法性の有無等において、県民に不正確な理解や誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることは否定できない。

このため、本件不開示部分2に記載された情報は、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であって、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を

与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものと認められる。

なお、審査請求人は、行政書士として生計を立てており、実施機関は法に基づき懲戒処分ができるため、審査請求人が関係行政機関に対して不当な干渉や圧力等を行うという客観的かつ具体的な危険性・可能性を持つ事実は存在しないなどと主張するが、上記（１）オのとおり、開示請求者が誰であるかという個別的事情や開示請求者が開示請求の対象となる行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情のような事由によって、当該行政文書の開示、不開示の判断が変わるものではないものである。

したがって、本件不開示部分２については、条例第 10 条第 5 号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

オ 次に、当審査会において、本件不開示部分３を見分したところ、「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面の事件に関する具体的な記載内容には広島弁護士会に対する調査依頼の内容が、陳述書の陳述内容には依頼人から広島弁護士会非弁・業務広告調査委員会に対する本件措置請求に係る行政書士に依頼した交通事故対応についての事件の内容や経緯等が、それぞれ記載されている。

これら本件不開示部分３に記載された内容は、本件処分時点では実施機関において調査を完了しておらず、事実認定等も行われていないため、非弁行為調査の依頼者や陳述者が一方的に私見を述べている可能性もある。このため、これらの情報を公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることは否定できない。

なお、審査請求人は、審査請求人がその内容を知ったからといって県の機関に不当な干渉をしたり、圧力等かける理由は想定できないなどとして、条例第 10 条第 5 号に規定する「おそれ」や「不当」に該当するという事実はないなどと主張し、さらには、不利益処分を受けるであろう対象者においては、情報公開制度を利用して情報を収集することは自己の正当な防御権を行使するための最低限の行為であり、不当な利益とは真逆の正当利益の追求であるとして、「特定の者に不当に利益を与え」に該当しないなどと主張するが、上記（１）オのとおり、開示請求者が誰であるかという個別的事情や開示請求者が開示請求の対象となる行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情のような事由によって、当該行政文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。

よって、本件不開示部分３については、特定の者に対する利益あるいは不利益についての判断をするまでもなく、条例第 10 条第 5 号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

カ さらに、当審査会において、本件不開示部分４を見分したところ、本件措置請求書において広島弁護士会が見解を示すこととなった内容が記載されているが、たとえインターネット上で公開されているホームページ・フェイスブックであっても、その内容は実施機関において事実確認を行っていないものであり、また、当該ホームページの記事は、行政書士の措置請求に係る資料であることから、これが公にされれば、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分4については、条例第10条第5号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

ア 条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

イ 本号ただし書イは、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、不開示とする個人情報から除くことを定めたものであり、「公にされている情報」とは、現在、何人も知り得る状態におかれている情報をいい、「慣行として公にされている」とは、叙勲者名簿、中央省庁の職員録等のように、一般的に何人も知り得る状態に置かれている場合をいう。

ウ 本号ただし書ロは、個人の権利利益は保護されるべきであるが、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることと、不開示とすることによって保護される利益との比較衡量において、公にすることの必要性が優越していると認められる情報は、例外的に開示することを定めたものである。

エ また、情報公開制度においては、開示請求者に行政文書が開示されるという仕組みでありながら、不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、開示請求の対象である行政文書が県民一般に公開されることを前提としており、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、本号の解釈に当たっても、特定の個人が識別され得る情報であれば、たとえ本人から、当該本人の個人情報を記録した行政文書に対する開示請求があっても、本号ただし書イからハまでの例外事項又は第12条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当しない限り、本号本文により不開示となるものである。

なお、その場合、実施機関が保有する本人情報については、広島県個人情報保護条例第9条の規定に基づき、本人が自己情報開示請求を行うことができるものである。

オ 当審査会において、本件不開示部分4を見分したところ、措置請求対象の行政書士等の氏名等に関する記載があることが確認された。

ホームページ・フェイスブックは、一般に、インターネット上で公開されており、当該記事に記載された個人情報については、条例第10条第2号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されてい

る情報」に該当し、開示すべきものと認められるが、本件不開示部分4に係るホームページ・フェイスブックの記事は、本件措置請求書の添付資料として提出されており、そこに記載されている個人情報、措置請求対象の行政書士のものであることから、これが公にされれば、実施機関が説明するように、当該行政書士が当該措置請求に何らかの関わりがあることが推測されることとなり、これによって当該行政書士個人の社会的信用を損ない、権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、本件不開示部分4に係るホームページ・フェイスブックが公開されていたとしても、当該措置請求の添付資料として公表されているものではないから、同号ただし書イに該当するとはいえず、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、同号ただし書ハにも該当しないことから、条例第10条第2号に規定する不開示情報であると認められる。

なお、審査請求人は、当該不開示部分は審査請求人本人に関する情報であるので、条例第10条第2号に該当しないなどと主張するが、上記エのとおり、本県の情報公開制度においては、開示請求者に行政文書が開示されるという仕組みでありながら、不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、開示請求の対象である行政文書が県民一般に公開されることを前提としており、このような情報公開制度においては、開示請求者が誰であるかは考慮されないため、当該本人の個人情報を記録した行政文書に対する開示請求があっても、例外規定は設けていない。

よって、本件不開示部分4については、条例第10条第2号の不開示情報に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

#### (4) 小括

以上のことから、本件不開示部分1については条例第10条第3号、本件不開示部分2及び本件不開示部分3については同条第5号、本件不開示部分4については同条第2号、第3号及び第5号の不開示情報に該当する情報であると認められ、実施機関がこれを不開示としたことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

本件処分において実施機関が不開示とした部分及びその理由

本件対象文書		不開示とした部分及びその理由
本件措置請求書		<p>依頼者の氏名，措置請求に係る行政書士（以下「行政書士」という。）の氏名及び住所は，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>（条例第 10 条第 2 号に該当）</p> <p>広島弁護士会の会長印，行政書士の氏名，住所，着手金及び報酬の額に関する記載，行政書士の能力・事件対応の一部に関する記載，ホームページ・フェイスブックに関する記載は，法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>（条例第 10 条第 3 号に該当）</p> <p>措置請求に係る事実の概要，広島弁護士会の見解及び実施機関に求める措置の内容の一部は，事実関係の確認が不十分な情報であり，公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>（条例第 10 条第 5 号に該当）</p>
提出資料一式	提出資料目録	—
	行政書士業務委任契約書	<p>委任者の氏名及び受任者（行政書士）の氏名，委任者及び受任者の住所，個人の印影，受任者の職印，受任者の振込口座，連絡先は，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>（条例第 10 条第 2 号に該当）</p> <p>着手金及び報酬に係る契約内容の一部，受任者の振込口座及び受任者の事務所所在地，氏名，職印，行政書士登録番号，連絡先は，事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>（条例第 10 条第 3 号に該当）</p>
	委任状	—
	書類送付状（依頼者宛。〇〇年	<p>依頼者，行政書士，保険会社の職員及び依頼者の関係者の氏名，行政書士の連絡先及び職印は，個人に関する</p>

<p>〇〇月〇〇日付 け)</p>	<p>情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第2号に該当) 行政書士の氏名、連絡先、職印及び着手金額は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第3号に該当) 事件に関する具体的な記載内容は、事実関係の確認が不十分な情報であり、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 (条例第10条第5号に該当)</p>
<p>書類送付状（任意 保険会社宛。 〇〇年〇〇月〇 〇日付け)</p>	<p>保険会社の職員、依頼者及び行政書士の氏名、行政書士の職印の一部、依頼者のけがの状態に係る記載は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第2号に該当) 行政書士の職印の一部は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第3号に該当) 事件に関する具体的な記載内容は、事実関係の確認が不十分な情報であり、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 (条例第10条第5号に該当)</p>
<p>「ご連絡」と題 する書面（平成 〇〇年〇〇月〇 〇日付け)</p>	<p>事故発生場所、保険会社の職員及び事故当事者の氏名、依頼者のけがの状態に係る記載並びに病院名は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第2号に該当) 事件に対する保険会社の対応方針は、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第3号に該当) 事件に対する保険会社の対応方針は、事実関係の確認が不十分な情報であり、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を</p>

	<p>生じさせるおそれがあるため。 (条例第10条第5号に該当)</p>
<p>F A X 送 信 票 (〇〇年〇〇月 〇〇日付け)</p>	<p>依頼者の氏名及び連絡先, 行政書士の氏名, 事務所の所在地, 連絡先は, 個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第2号に該当)</p> <p>行政書士の氏名, 事務所の所在地及び連絡先並びに行政書士の能力に関する記載は, 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって, 公にすることにより, 競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第3号に該当)</p>
<p>「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け)</p>	<p>依頼者の住所, 氏名及び個人の印影並びに行政書士の氏名は, 個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第2号に該当)</p> <p>行政書士の氏名, 事務所の所在地及び連絡先は, 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって, 公にすることにより, 競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第3号に該当)</p> <p>事件に関する具体的な記載内容は, 事実関係の確認が不十分な情報であり, 公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 (条例第10条第5号に該当)</p>
<p>「ご照会」と題する書面(〇〇年〇〇月〇〇日付け)</p>	<p>依頼者の氏名, 行政書士の氏名及び広島弁護士会非弁・業務広告調査委員の氏名は, 個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第2号に該当)</p> <p>行政書士の氏名及び照会事項は, 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって, 公にすることにより, 競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第3号に該当)</p> <p>照会事項は, 事実関係の確認が不十分な情報であって, 公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれが</p>

	<p>あるため。 (条例第10条第5号に該当)</p>
<p>F A X 送 信 票 (〇〇年〇〇月 〇〇日付け)</p>	<p>行政書士の氏名及び広島弁護士会非弁・業務広告調査委員の氏名、行政書士の事務所の所在地、連絡先は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第2号に該当)</p> <p>行政書士の氏名、事務所の所在地及び連絡先は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第3号に該当)</p> <p>照会に関する記載内容は、事実関係の確認が不十分な情報であるから、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 (条例第10条第5号に該当)</p>
<p>陳述書</p>	<p>依頼者の住所、氏名及び個人の印影、保険会社の職員の氏名及び行政書士の氏名は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第2号に該当)</p> <p>行政書士の氏名、着手金額、事件対応の一部に関する記載は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第3号に該当)</p> <p>陳述内容は、事実関係の確認が不十分な情報であるから、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 (条例第10条第5号に該当)</p>
<p>「ご照会(再)」 と題する書面 (〇〇年〇〇月 〇〇日付け)</p>	<p>依頼者の氏名、行政書士の氏名及び広島弁護士会非弁・業務広告調査委員の氏名は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (条例第10条第2号に該当)</p> <p>行政書士の氏名及び照会事項は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報</p>

		<p>であって、公にすることにより、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(条例第10条第3号に該当)</p> <p>行政書士の対応に関する記載内容、広島弁護士会の今後の対応に関する記載内容及び照会事項は、事実関係の確認が不十分な情報であり、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>(条例第10条第5号に該当)</p>
書類送付書及び回答書(〇〇年〇〇月〇〇日付け)		<p>広島弁護士会非弁・業務広告調査委員の氏名、行政書士の氏名、連絡先、職印は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(条例第10条第2号に該当)</p> <p>行政書士の氏名及び職印は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(条例第10条第3号に該当)</p> <p>広島弁護士会からの照会に対する回答は、事実関係の確認が不十分な情報であり、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>(条例第10条第5号に該当)</p>
ホームページ・フェイスブックの写し		<p>行政書士の氏名及びホームページ・フェイスブックの記事は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(条例第10条第2号に該当)</p> <p>ホームページ・フェイスブックの記事は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(条例第10条第3号に該当)</p> <p>ホームページ・フェイスブックの記事の一部は、事実関係の確認が不十分な情報であり、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ又は不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。</p> <p>(条例第10条第5号に該当)</p>

## 別表 2

## 本件処分のうち審査請求人が処分の取消しを求める部分

本件対象文書	処分の取消しを求める部分	本件不開示部分
本件措置請求書	ホームページ・フェイスブックに関する記載	本件不開示部分 1
	実施機関に求める措置の内容の一部に関する記載	本件不開示部分 2
「行政書士による非弁行為調査のお願い」と題する書面	事件に関する具体的な記載内容	本件不開示部分 3
陳述書	陳述内容（依頼者の住所，氏名及び印影，保険会社の職員の氏名，行政書士の氏名並びに行政書士の着手金額及び事件対応に関する記載を除く。）	
ホームページ・フェイスブックの写し	ホームページ・フェイスブックの記事・記載（行政書士の氏名を除く。）	本件不開示部分 4

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和元. 9. 11	・ 諮問を受けた。
令和2. 1. 17 (令和元年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
令和2. 2. 14 (令和元年度11回)	・ 諮問の審議を行った。
令和2. 3. 16 (令和元年度12回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授